

サプライチェーンにおける 強制労働リスクの特定と モニタリング

強制労働とは、現代奴隸の一種であり、本人の意に反して労働を強要することです。暴力、不法就労者に対する国外退去、金銭債務を負わせるなどの脅しを用いた手法が典型的です。

人身取引は、女性が被害者となる売春などの性的搾取が多いと思われがちですが、実際のところ半数は強制労働に関連するものです。

2021年時点で、世界中で5,000万人を超える男性、女性、子供たちが現代奴隸のもと働かされていると推定されています。2016年時点と比較すると1,000万人以上増加しています¹。

企業においては、自社のサプライチェーンにおける強制労働を把握し、防止・軽減していくことが求められています。経営陣は、倫理的な経営に加え、人権尊重のための取り組みにコミットすることが求められています。企業活動の影響を受け得る人々の人権を守り、強制労働などの発覚によりサプライチェーンが断絶する影響や、法令違反などによる経営リスクを回避するため、人権デューデリジェンスの実施は最優先事項であるといえます。



サプライチェーンの断絶

米国国土安全保障省税関・国境取締局(U.S. Customs and Border Protection)が発行する貨物引渡保留命令(Withhold Release Orders)により、2018年以降、毎年平均約2億米ドルの貨物が米国への輸入差止めの対象となっています³。



複雑化する規制

2015年から2021年にかけて、世界中で103の人身取引に関連する法令が成立・改正され、国際的な法規制による取り締まりが強化されるとともに、企業が抱えるコンプライアンスリスクが高まっています²。



企業が直面し得る課題

- 多くの企業にとって、二次、三次、四次といった、直接取引先の先に位置する間接取引先までは把握しきれておらず、サプライチェーン構造の図式化や文書化が困難。
- 強制労働に関連する法制化の動きが進む一方、最低限対応すべき事項や具体的な事例などが記載された明確な政府ガイドラインがない。
- 国や地域によって得られる情報の量や質に差があるため、正確な情報を得ることが難しい上、情報収集に多大なコストがかかる。
- 自社が輸入する原材料や製品が、強制労働によって作られたものではないことを証明するための詳細な文書を揃えることが難しい。
- サプライチェーンにおいて強制労働が発生していたとしても、自社がその製品の製造やサービスの提供に直接関わっていない場合、どう対処してよいか分からない。



ESG執行責任者として問いかけるべきポイント

- 自社のサプライチェーンにおける強制労働リスクにはどのようなものがあるか？
- 自社のサプライチェーンにおいて、把握しきれていない強制労働リスクとしてはどのようなものがあるか？
- 自社のサプライチェーンにおける強制労働リスクを、どのように防止・軽減していくべきか？
- 強制労働のリスクを取引先にどのように伝えているか？
- 取引先は、自社の取引行動規範に署名しているか？
- 直接取引先の先に位置する間接取引先を把握しているか？
- 自社が輸入する原材料や製品が強制労働によって作られていないことを証明する文書は全て揃っているか？
- ステークホルダーや投資家からの要求や、どの程度のビジネスモデルの変更が求められているかを把握しているか？



PwCの強み

PwCは以下の強みを生かしつつ、人権および強制労働リスクに重点を置いた人権デューデリジェンスの実施を支援します。

- ・当局出身者、元調達責任者、サステナビリティやダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)の専門家など、**各分野の専門家**がクライアントのコンプライアンスプログラムをレビューします。また、**潜在的な重大リスクを特定するため、取引先に対する質問事項を作成**し、サプライチェーンにおけるリスク評価を実施します。
- ・リスクの特定に際し、費用対効果の高い、**最先端のデータ分析ツールおよびリサーチテクノロジーを活用**します。
- ・PwCグローバルネットワークを通じ、各国の文化、地理、規制、商慣習に詳しい現地のメンバーが**迅速に対応し、信頼のにおけるリスク評価を提供**します。



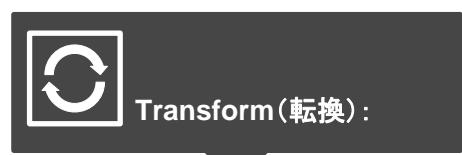
Prepare(準備) :

国際的な法規制による取り締まりが強化される中、自社のサプライチェーンにおける人身取引や強制労働のリスクが高いエリアを特定しておく必要がります。



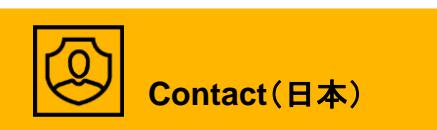
Respond(対応) :

是正措置の検討、コンプライアンス制度の見直し、潜在的な違反や事案に対する調査など、リスクへの迅速な対応を実施します。



Transform(転換) :

KPIの設定とデータ分析・テクノロジーを用いた継続的なモニタリングを通じ、コンプライアンスプログラムをより実効性の高いものに改善していきます。



Contact(日本)

平尾 明子
Director
akiko.hirao@pwc.com
070-1322-9765

志村 亜希
Manager
aki.a.shimura@pwc.com
080-4137-8127



Contact(米国)

Laura Skrief	George Prokop	Philip Koos	Kareem Mohamednur	Todd Swint
Partner	Partner	Partner	Principal	Principal
laura.m.skrief@pwc.com	george.w.prokop@pwc.com	philip.koos@pwc.com	kareem.c.mohamednur@pwc.com	todd.swint@pwc.com
+1-201-966-7405	+1-917-912-7656	+1-703-969-5481	+1-630-715-7946	+1-214-403-3587

注釈:

1 ILO. (2022). Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage. Geneva.

2 U.S. Department of State, Trafficking in Persons Report (2022).

3 Trade Statistics. U.S. Customs and Border Protection. (n.d.). Retrieved September 23, 2022, from <https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade>
2022年6月21日に施行されたウイグル強制労働防止法(Uyghur Forced Labor Prevention Act／UFLPA)により、新疆ウイグル自治区産品は「強制労働で作られた」と推定され、原則として米国への輸入が禁止される。例外措置を受けるためには、製造過程で強制労働が行われていないことなどを輸入者側が立証しなければならない。